

【構造設備等基準】

○ 配置場所及び構造設備基準（法第2条第2項、条例第2条）

項 目	基 準
設置場所	排水、換気、採光等が十分行え、入場者の衛生に支障ない場所に設置すること。(条例2 別表1-1)
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な耐久性の材料で築造し、喫煙場所の床面は不燃材料又は難燃性材料で築造するなど適当な不燃措置を取ること。(条例2 別表1-2-1-1) ・床面は不浸透性材料で、床が地盤面から適当な高さ(概ね0.45m以上)である等防湿上有効な措置を取ること。(条例2 別表1-2-1-2) ・清掃及び排水が容易にできる構造であること。(条例2 別表1-2-1-3) ・観覧室は舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所及び売店等と隔壁等により区画すること。(条例2 別表1-2-1-4) ・食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近等不潔な場所に設けないこと。ただし、手洗場等の次室を設けた水洗便所で衛生上支障ない場合を除く。(条例2 別表1-2-1-5) ・入場者の使用に供する座布団等を備える時、清潔で衛生的に保管できる専用の設備を設けること。(条例2 別表1-2-1-6) ・適当数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え、これらのための衛生的に保管できる設備を設けること。(条例2 別表1-2-1-7) ・適当数のごみ箱を設けること。(条例2 別表1-2-1-8)
観覧室	入場者の出入、着席及び移動が容易で、入場者の観覧に支障ない構造設備であり、出入口及び観覧席は衛生上支障ない配置及び構造であること。(条例2 別表1-2-2)
換気設備	内部の汚染空気を排除する等衛生的空気環境を確保するため、適正な機械換気設備又は空調設備を設けること。(条例2 別表1-2-3)
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の衛生及び興行に支障ない適当な照明機能を有する照明設備を設けること。(条例2 別表1-2-4-1) ・観覧室には、映写中又は演劇中であっても床面で照度不足にならないような照明設備を設けること。(条例2 別表1-2-4-2)
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に男女に区分した適当数の便所を設け、入場者にその場所が明らかに分かるよう表示すること。(条例2 別表1-2-5-1) ・便所出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、手洗場所等次室を設けた水洗便所であって衛生上支障ない場合を除く。(条例2 別表1-2-5-2) ・水洗便所とすること。ただし、やむを得ない場合、窓等開口部に昆虫の侵入を防止する網戸等の設備を設けた改良便所又はくみ取り便所を除く。(条例2 別表1-2-5-3) ・清浄な水を供給できる適当数の流水式手洗設備を設けること。(条例2 別表1-2-5-4) ・床面及び床面から概ね1mの高さの内壁は、不浸透性材料で築造し、清掃が容易であること。(条例2 別表1-2-5-5)